



住所や就職先が変わったら…



国民健康保険の届け出をお忘れなく！

3月から4月にかけては、生活環境が変わる時期です。他の市町村から転入したときや、会社の健康保険に加入したとき、会社をやめて社会保険を脱退したときなどは、14日以内に国保に届け出が必要です。会社の手続きとは異なりますので、会社の健康保険をやめた証明書や新しく加入した健康保険の保険証をお持ちになり、必ず国保年金係の窓口で手続きをしてください。

	届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
国保に加入	他の市区町村から転入した	他の市区町村の転出証明書
	会社の健康保険をやめた	会社の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれた	保険証・出生を証明できるもの
	生活保護を受けなくなった	保護廃止通知書
国保を脱退	他の市区町村へ転出する	転出者全員の保険証
	会社の健康保険に加入した	全員の国保と会社の保険証
	加入者が死亡した	保険証・死亡を証明できるもの
	生活保護を受ける	全員の保険証・保護開始通知書
その他	町内で住所が変わった	全員の保険証
	世帯主が変わった	
	世帯が分かれた・一緒になった	
	保険証の紛失や破損で使えなくなった	身分を証明するもの (マイナンバーカード・運転免許証など)

町民課 国保年金係 ☎86-6071

学生の方は「学生納付特例制度」のお手続きを

国民年金は、20歳を迎えたら学生であっても制度に加入し、保険料を納付しなければなりません。しかし、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対 象	学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。
所得の目安	128万円＋(扶養親族等の数×38万円)
承認期間	4月から翌年3月までの1年間 承認を受けた次年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。学生納付特例制度の継続をご希望の場合は、必要事項を記入し返送してください。

佐原年金事務所 ☎54-1442
町民課 国保年金係 ☎86-6071

町税などの納付は口座振替が便利です

令和6年度の税額は、5月から順次、税目・保険料ごとに発送されます。口座振替をしておくと、納め忘れを防ぐことができます。税目・保険料ごとに手続きが必要ですので、お早めにご相談ください。

手 続 場 所	役場または金融機関
必要なもの	預金通帳、通帳の届出印
取扱金融機関	千葉銀行、かとり農業協同組合、佐原信用金庫、京葉銀行、千葉興業銀行、 銚子信用金庫、銚子商工信用組合、ゆうちょ銀行(郵便局へ申請)

令和6年度 各町税・保険料の納期限日

	5月 31日	7月 1日	7月 31日	9月 2日	9月 30日	10月 31日	12月 2日	12月 25日	1月 31日	2月 28日
固 定 資 産 税	1期		2期		3期		4期			
町・県 民 税		1期		2期		3期		4期		
軽 自 動 車 税	全期									
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
介 護 保 険 料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
後期高齢者医療保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

- ・納期限日に引き落としとなります。納期限の1か月前を目安にお申し込みください。
- ・固定資産税と町・県民税は、一括引き落としが選択できます。

町民課 賦課徴収係 ☎86-6073

廃車・譲渡・盗難のときは3月31日(日)までに

届け出をしないと課税されます



軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の軽自動車やバイクなどの所有者に課税されます。廃車、譲渡、盗難などで車両がない場合でも、申告(届出)をしないといつまでも課税されます。

届け出(申告)が済んでいない方は、3月末までに済ませてください。なお、3月31日が近づくと混雑しますので、早めの手続きをお願いします。

町民課 賦課徴収係 ☎86-6073

手続きをする場所

- ▶軽自動車(四輪)
軽自動車検査協会 千葉事務所
☎050-3816-3114
- ▶自動二輪(125cc超)
千葉運輸支局 ☎050-5540-2022
- ▶原付・小型特殊自動車(125cc以下)
役場町民課③番窓口